

ア 要件 について

「事業の執行について」とは、必ずしも被用者がその担当する業務を適正に執行する場合だけを指すのではなく、広く被用者の行為の外形を捉えて客観的に観察したとき、使用者の事業の態様、規模等からしてそれが被用者の職務行為の範囲内に属するものと認められる場合で足りる（外形標準説／最判昭39.2.4等）。

イ 要件 について

使用者が被用者の選任およびその事業の監督について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、使用者は免責される（715条1項ただし書）。

ウ 効果

| | |
|--|--|
| | 使用者および使用者に代わって事業を監督する者（代理監督者）が賠償責任を負う（715条1項本文、2項） |
| | 被用者本人も709条の責任を負う |
| | 使用者または代理監督者が被害者に損害を賠償した場合には、被用者に求償することができる（715条3項） |

ア 効果 ・ について

使用者と被用者との責任は、不真正連帯債務になる。

なお、判例は、被用者が失火によって他人の物を焼失させた場合、被用者に重大な過失があるときには、使用者に被用者の選任・監督について重大な過失がなくても、使用者は715条1項による責任を負うとしている（最判昭42.6.30）。

イ 効果 について

事業の性格その他諸般の事情に照らし、使用者の被用者に対する求償は、信義則上相当と認められる限度に制限される（最判昭51.7.8）。

注文者の責任（716条）

注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない（716条本文）。ただし、注文または指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない（716条ただし書）。

工作物責任（717条）

ア 意義

土地の工作物の設置または保存に瑕疵があって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者または所有者は被害者に対して損害賠償をしなければならない。これを工作物責任という。工作

CHECK

外形標準説について

判例は、取引行為や自動車事故等の事実行為については、左記の「外形標準説」によって、「事業の執行について」の有無を判断します。

一方、暴力行為については、被害者の被った損害が「事業の執行行為を契機とし、これと密接な関連を有すると認められる行為」によって生じたものであるかをその判断基準としています（最判昭44.11.18、最判平16.11.12）。

CHECK

外形標準説の趣旨

外形標準説の趣旨は、取引行為については、行為の外形に対する第三者の信頼を保護することにあります。

そうすると、行為の相手方である第三者が、被用者の権限濫用を知っていた場合や、知らなかったことについて重過失がある場合には、使用者は責任を負わないこととなります（最判昭42.4.20、最判昭42.11.2など）。

CHECK

注文者責任について

注文者の責任は、注文者の注文または指図について故意・過失を要件とするものから、716条は、709条の一般原則を注意的に定めたにすぎないと解されています。

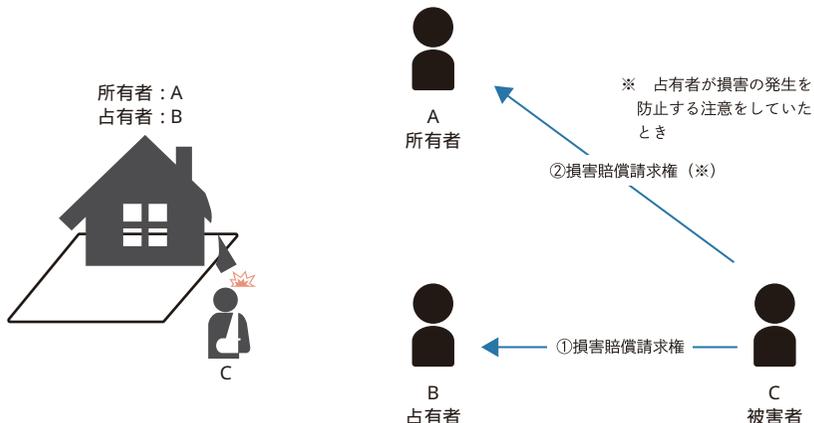
CHECK

「瑕疵」とは

工作物がその用途に応じて通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。性状において安全性が欠けている場合だけでなく、しかるべき安全設備を欠くために、危険な状態が生じていることも瑕疵にあたります（最判昭46.4.23）。

物責任の趣旨は、瑕疵ある工作物を支配している以上は、その危険が実現した場合にその責任を負うべきであるとする危険責任の原理にある。

[土地工作物責任]



イ 要件・効果

| | |
|----|--|
| 要件 | 土地の工作物であること |
| | 土地の工作物の設置・保存の瑕疵によること |
| | 工作物の瑕疵により損害が生じたこと（因果関係） |
| 効果 | 第一次的に占有者が責任を負う |
| | 占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたことを証明したときは、第二次的に所有者が責任を負う（無過失責任） |

 CHECK

要件 「土地の工作物」とは
土地に接着して人工的作業をすることによって成立したものをいい、建物、橋梁、鉄道の軌道施設などがこれにあたります。

動物占有者の責任

動物の占有者（所有者のみならず、借りて飼っている者も含む）や、占有者に代わって管理している者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う（718条1項本文、718条2項）。

もっとも、動物の種類および性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、免責される（718条1項ただし書、718条2項）。

共同不法行為（719条）

ア 意義

数人の者が共同の不法行為によって他人に損害を加えたとき、または、共同行為者の中で誰が損害を与えたのか不明なときには、生じた損害全額について各自が連帯して責任を負う。これを、共同不法行為という。719条の趣旨は、共同不法行為者全員に